

20240319保局第1号

一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を  
次のように制定する。

令和6年4月2日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正  
する規程

一般高压ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第3号）、液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号）、コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第5号）、冷凍保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第6号）、特定設備検査規則の機能性基準の運用について（20190606保局第9号）、高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

## 附 則

この規程は、令和6年4月2日から施行する。

○一般ガス保安規則の機能性基準の適用について（20190606保局第3号） 新旧対照表  
 (改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

別添 一般ガス保安規則関係条例示基準	改 正 後	改 正 前																										
<p style="text-align: center;"><b>一般ガス保安規則の機能性基準の運用について</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">制定</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">20190606保局第3号</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">令和元年 6月14日</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">一般ガス保安規則の機能性基準の運用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">改正</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20201102保局第1号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">令和2年 11月 4日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20210201保局第1号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">令和3年 2月22日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">改正 20201102保局第1号 令和2年 11月 4日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20210308保局第2号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">令和3年 3月29日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20210201保局第1号 令和3年 2月22日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20210324保局第2号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">令和3年 3月30日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20210308保局第2号 令和3年 3月29日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20231212保局第1号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">令和5年 12月21日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20210324保局第2号 令和3年 3月30日</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20240319保局第1号</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">令和6年 4月 2日</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">20231212保局第1号 令和5年 12月21日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">別添 一般ガス保安規則関係条例示基準</p> <p style="text-align: center;">15. 負圧を防止する措置</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>1. 可燃性ガス低温貯槽又は移動式圧縮水素タンクの超低温容器の内部の圧力が外部の圧力よりも低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3.にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。</p> <p>1.1 圧力計</p> <p>1.2 圧力警報設備</p> <p>1.3 その他</p> <p>1.3.1 真空安全弁</p> <p>1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）</p> <p>1.3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備</p> <p>1.3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備</p> <p>2. 1. の規定にかかるらず、次の各号に掲げるものにあっては、負圧を防止する措置が講じられた可燃性ガス低温貯槽とみなす。</p> <p>2.1 液化ガス又はボイルオフガスの払い出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないものの等当該可燃性ガス低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力よりも低下するおそれのないもの</p> <p>2.2 内槽と外槽の間に高真空遮断熱法が施されているもの及び可燃性ガス低温貯槽が負圧に耐える設計がしたもの</p> <p style="text-align: center;">15. 負圧を防止する措置</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <p>可燃性ガス低温貯槽又は移動式圧縮水素タンクの超低温容器の内部の圧力が外部の圧力よりも低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3.にあっては、そのうちのいずれか一以上）を備えること。</p> <p>1. 圧力計</p> <p>2. 圧力警報設備</p> <p>3. その他</p> <p>3.1 真空安全弁</p> <p>3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）</p> <p>3.3 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備</p> <p>3.4 圧力と連動する緊急遮断装置を設けた送液設備</p> <p style="text-align: center;">規則関係条項 第6条第2項第7号ホ・リ、第12条第2項第2号</p> <p style="text-align: center;">規則関係条項 第6条第2項第7号ホ・リ、第12条第2項第2号</p> <p style="text-align: center;">規則関係条項 第6条第2項第7号ホ・リ、第12条第2項第2号</p> <p>エアソールの製造は、次に掲げる基準により行うこと。</p> <p>1. エアソールの製造は、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室で行い、かつ、当該室内では喫煙及び火気の使用を禁じること。</p> <p>2. エアソールの充填された容器は、その全数について、次に掲げるいずれかの方法により当該エアソールの温度を48°Cにした場合、当該エアソールが漏えいしないものであること。</p>	制定	20190606保局第3号	令和元年 6月14日	一般ガス保安規則の機能性基準の運用について	改正	20201102保局第1号	令和2年 11月 4日	制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日		20210201保局第1号	令和3年 2月22日	改正 20201102保局第1号 令和2年 11月 4日		20210308保局第2号	令和3年 3月29日	20210201保局第1号 令和3年 2月22日		20210324保局第2号	令和3年 3月30日	20210308保局第2号 令和3年 3月29日		20231212保局第1号	令和5年 12月21日	20210324保局第2号 令和3年 3月30日		20240319保局第1号	令和6年 4月 2日	20231212保局第1号 令和5年 12月21日
制定	20190606保局第3号	令和元年 6月14日	一般ガス保安規則の機能性基準の運用について																									
改正	20201102保局第1号	令和2年 11月 4日	制定 20190606保局第3号 令和元年 6月14日																									
	20210201保局第1号	令和3年 2月22日	改正 20201102保局第1号 令和2年 11月 4日																									
	20210308保局第2号	令和3年 3月29日	20210201保局第1号 令和3年 2月22日																									
	20210324保局第2号	令和3年 3月30日	20210308保局第2号 令和3年 3月29日																									
	20231212保局第1号	令和5年 12月21日	20210324保局第2号 令和3年 3月30日																									
	20240319保局第1号	令和6年 4月 2日	20231212保局第1号 令和5年 12月21日																									

<p>2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm<sup>3</sup>を超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300cm<sup>3</sup>以下の容器にあっては1分30秒以上水温53℃以上の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</p> <p>2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してからが導くこと）を行った場合には、内容積が300cm<sup>3</sup>を超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が300cm<sup>3</sup>以下の容器にあっては1分50秒以上水温53℃以上の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</p> <p>2.3 容器の内容積に応じ、充填されたエアゾールの温度を48°Cにした場合の容器内の圧力を計測し、その圧力となる浸漬時間及び恒温水槽の水温の条件をあらかじめ求め、その条件下に基づき恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</p>	<p>2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm<sup>3</sup>を超える容器にあっては1分50秒以上、内容積が300cm<sup>3</sup>以下の容器にあっては1分30秒以上水温53℃以上の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</p> <p>2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してからが導くこと）を行った場合には、内容積が300cm<sup>3</sup>を超える容器にあっては2分30秒以上、内容積が300cm<sup>3</sup>以下の容器にあっては1分50秒以上水温53℃以上の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</p> <p>2.3 容器の内容積に応じ、充填されたエアゾールの温度を48°Cにした場合の容器内の圧力を計測し、その圧力となる浸漬時間及び恒温水槽の水温の条件をあらかじめ求め、その条件下に基づき恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法</p>
<p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p> <p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p>	<p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p>
<p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p> <p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p>	<p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p>
	<p>56 の 2. 敷地境界に対し所定の距離を有することと同等の措置 （圧縮水素スタンド・移動式圧縮水素スタンド）</p> <p>【路】</p>

イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトラッシングの荷物荷機、ネット等（以下「ロープ等」という。）を使用して充填容器等を確實に車面の荷台に固縛し、かつ、当該充填容器等の後面と車面の後バンパの後面（後バンパがない場合には車面の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約30cm以上であること。

ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車面の荷台に固縛し、かつ、車面の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けること。

ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車面の荷台に固縛し、かつ、積載した充填容器等の後面と車面の後部の側面の間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シーツ等）を舗するること。

二 車両の側板の高さ（側板の上部に補助板又は補助板を設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が構載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合（図参照）であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車面の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車面の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。

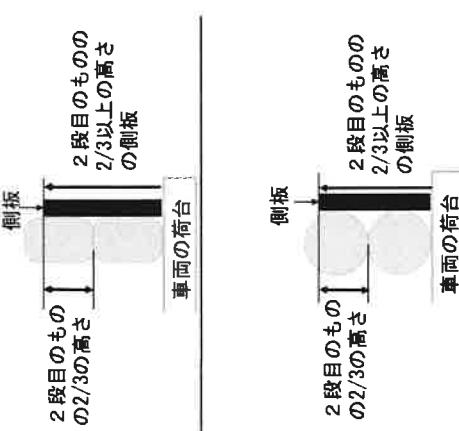


図 構造概念図（上：純積み、下：横積み）

六、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に車掌さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けること。  
七、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。  
(1) ロープ等、木枠、止め木、軋止め、角材等は、積載する充填容器等に生じ得る慣性力、回ルートも考慮した発進時、走行中（特に旋回時）、停止時に使用する必要がある。  
(2) 固定・固定法等に応じて十分な強度を有する等が生じないよう注意を行わねばならず、大小の充填容器等を運載する場合にあつては、特に危険止時に小型のものののが傷けて飛び出しその後

**運転者** (1) ローブ等、木枠、止め木、歯止め、角材等は、積載する在庫容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した後進時・走行中(特に旋回時)・停止時に考慮する。**直角運転者**

[新設]  
以上の一  
[新設]

口 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であつて、側板の上部に補助杆又は補助板を設けた場合を含み、充填容器等を2段以上積み重ねた場合には、その最上段のものの高さの2/3以上の高さとなる場合とする。以下同じ。）を設けた場合であつて、木棒、角材等を使用して充填容器等を運搬に固定することができる、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上である場合

[新設]

ハ、車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、木枠、角材等を使用して充填容器等を確実に固定することができ、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けた場合

二、充填容器等をローパ等により緊縛した場合又は車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であつて、積載した充填容器等の後面と車両の後部の剛版との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入し、確実に固定することができる場合

[新註]

<p>いよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されいることを確認することも重要である。</p> <p>(3) 立掛けにした充填容器等の高さについては、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底部からキャップ、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合には、マット等の厚さだけ側板の高さを高くすることが必要となる。</p> <p>(4) 積載した充填容器等の後部と車両の後部の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、ずれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実に行う必要がある。 【路】</p>	3.
--	----

○液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606保局第4号） 新旧対照表  
(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

別添 液化石油ガス保安規則関係条例示基準		改 正 後	改 正 前	改 正 前	
液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について					
制定	20190606保局第4号	令和元年 6月14日	制定	20190606保局第4号	令和元年 6月14日
改正	2020102保局第1号	令和2年1月 4日	改正	2020102保局第1号	令和2年1月 4日
	20210201保局第1号	令和3年 2月 2日		20210201保局第1号	令和3年 2月 2日
	20240319保局第1号	令和6年 4月 2日			
19. 負圧を防止する措置	[略]	19. 負圧を防止する措置	[略]	19. 負圧を防止する措置	[略]
1. 低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力よりも低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（1.3にあつては、そのうちのいすれか一以上）を備えること。		1. 低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力よりも低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3.にあつては、そのうちのいすれか一以上）を備えること。		1. 低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力よりも低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置として次の設備（3.にあつては、そのうちのいすれか一以上）を備えること。	
1.1 圧力計		1.1 圧力計		1.1 圧力計	
1.2 圧力警報設備		1.2 圧力警報設備		1.2 圧力警報設備	
1.3 その他		1.3 その他		1.3 その他	
1.3.1 真空安全弁		1.3.1 真空安全弁		1.3.1 真空安全弁	
1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）		1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）		1.3.2 他の貯槽又は施設からのガス導入配管（均圧管）	
1.3.3 圧力と運動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備		1.3.3 圧力と運動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備		1.3.3 圧力と運動する緊急遮断装置を設けた冷凍制御設備	
1.3.4 圧力と運動する緊急遮断装置を設けた送液設備		1.3.4 圧力と運動する緊急遮断装置を設けた送液設備		1.3.4 圧力と運動する緊急遮断装置を設けた送液設備	
2. 1. の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものにあつては、負圧を防止する措置が講じられた低温貯槽		2. 1. の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものにあつては、負圧を防止する措置が講じられた低温貯槽		2. 1. の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものにあつては、負圧を防止する措置が講じられた低温貯槽	
2.1 液化ガス又はボイルオフガスの排出出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないものの等当該低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力よりも低下するおそれのないものの		2.1 液化ガス又はボイルオフガスの排出出しに、ポンプ又は圧縮機を使用していないものの等当該低温貯槽の内部の圧力が外部の圧力よりも低下するおそれのないものの		2.1 液化ガス又はボイルオフガスの排出出しに、ポンプ又は圧縮機を使用しているものの及び低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの	
2.2 内槽と外槽の間に高真空遮断熱法が施されているもの及び低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの		2.2 内槽と外槽の間に高真空遮断熱法が施されているもの及び低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの		2.2 内槽と外槽の間に高真空遮断熱法が施されているもの及び低温貯槽が負圧に耐える設計がしてあるもの	
36. エアゾール等の製造		36. エアゾール等の製造		36. エアゾール等の製造	
規則関係条項 第6条第2項第3号ハ・上、第7条第2項		規則関係条項 第6条第2項第3号ハ・左、第7条第2項		規則関係条項 第6条第2項第3号ハ・左、第7条第2項	
エアゾール等の製造は、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室で行い、かつ、当該室内では喫煙及び火気の使用を禁じること。		エアゾール等の製造は、次に掲げる基準により行うこと。		1. エアゾール等の製造は、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室で行い、かつ、当該室内では喫煙及び火気の使用を禁じること。	
1. エアゾール等の製造に当該エアゾール等の充満された容器の漏えい確認は、次に掲げるものとする。		1. エアゾール等の製造に当該エアゾール等の充満された容器の漏えい確認は、次に掲げる方法により当該エアゾール等の温度を48°Cにした場合、当該エアゾール等の漏えいがないものであること。		2. エアゾール等の製造された容器は、その全数について、次に定める方法により当該エアゾール等の温度を53°C以上57°C未満のベルトコンベア方式の温水試験槽に当該容器を浸漬させること。	
1. エアゾール等の製造において講ずるべき防火上有効な措置とは、不燃材料を使用し、又は建物の内面を不燃材料で被覆した室でエアゾール等の製造を行い、かつ、当該室内での火気の取扱いを禁じることとする。		1. エアゾール等の製造において講ずるべき防火上有効な措置及びエアゾール等の充満された容器の漏えい確認は、次に掲げる方法により当該エアゾール等の温度を48°Cにした場合、当該エアゾール等の漏えいがないことを確認すること。		2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあつては1分30秒以上300cm <sup>3</sup> を超過する容器にあつては1分50秒以上の容器にあつては1分30秒以上300cm <sup>3</sup> を超過する方法	
2. エアゾール等の充満された容器は、その全数について、次に掲げるいずれかの方法により当該エアゾール等の温度を53°C以上57°C未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法		2.1 圧力充填（噴射剤を冷却することなくバルブを通して充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあつては1分30秒以上300cm <sup>3</sup> を超過する容器にあつては1分50秒以上の容器にあつては1分30秒以上300cm <sup>3</sup> を超過する方法		2.2 冷却充填（噴射剤を冷却してから充填すること。）を行った場合には、内容積が300cm <sup>3</sup> を超える容器にあつては2分30秒以上、内容積が300cm <sup>3</sup> 以下の容器にあつては1分50秒以上水温53°C以上57°C未満の恒温水槽に当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法	

2.3 容器の内容積に応じ、充填されたエアゾール等の温度を48°Cにした場合の容器内の圧力を計測し、  
その圧力となる浸漬時間及び恒温槽の水温の条件をあらかじめ求め、その条件に基づき恒温槽に  
当該容器を浸漬させ、気泡の発生の有無を確認する方法

### 55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

〔新設〕

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. [略]

2. [略] 車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。

2.1 [略]

2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。

(1) [略]

(2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に荷物が生ずるおそれのないことが明らかな場合を除き、車両の荷台の前方に寄せると、又は木棒、止め木若しくは止め木若しくは停止を設ける等による荷物を防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするように緊密と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトランジングの荷輪機、ネット等（以下「ロープ等」という。）を用いて充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合は車両の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約30cm以上であること。

ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けた場合。

ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。

二. 車両の側板の高さ（側板の上部に補助桿又は補助板を設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合（図参照）であって、木棒、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。



図 充填容器等を2段に積み重ねた場合の側板の高さ（概念図）

ホ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木棒、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けること。

ヘ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木棒、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部

### 55. 充填容器等の転落、転倒等を防止する措置（移動）

〔新設〕

充填容器等の移動に係る転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置は、次の各号の基準によるものとする。

1. [略]

2. [略] 車両に積載して移動する場合は、次の各号の基準により行うものとする。

2.1 [略]

2.2 充填容器等の積載は、次の方法により行うこと。

(1) [略]

(2) 充填容器等は、荷崩れ、転落、転倒、車両の追突等による衝撃及びバルブの損傷等を防止するため、車両の荷台の前方に寄せると、又は木棒、止め木若しくは止め木若しくは停止を設ける等による荷物を防止するための措置を講じ、充填容器等同士の隙間をできる限り小さくするよう緊密と緊密に積み付けるとともに、次に掲げるいずれかの措置を講ずること。

イ. ロープ、ワイヤロープ、ベルトランジングの荷輪機、ネット等（以下「ロープ等」という。）を

使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面（後バンパのない場合は車両の後面とする。以下同じ。）との水平距離が約30cm以上であること。

ロ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上、幅100mm以上のバンパ（SS400を使用したものであること。以下同じ。）を設けた場合。

ハ. ロープ等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入すること。

二. 車両の側板の高さ（側板の上部に補助桿又は補助板を設けた場合はこれを含めた高さとする。以下同じ。）が積載した充填容器等の高さ（例えば、充填容器等を2段に積み重ねた場合は、最上段にある2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合（図参照）であって、木棒、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定し、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上であること。

口. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合（充填容器等を立積みする場合であって、側板の上部に補助桿又は補助板を設けた場合は、最上段ねた場合は、最上段における2段目のものの高さをいう。以下同じ。）の2/3以上となる場合（図参照）であって、木棒、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定することができ、かつ、当該充填容器等の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が約30cm以上である場合

〔新設〕

ハ. 車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、木棒、角材等を使用して充填容器等を確実に車両の荷台に固定することができ、かつ、車両の後部に厚さ5mm以上、幅100mm以上のバンパを設けた場合

二. 充填容器等をロープ等により緊縛した場合又は車両の側板の高さが積載した充填容器等の高さの2/3以上となる場合であって、積載した充填容器等の後面と車両の後部の側板との間に厚さ100mm以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を挿入し、確実に固定することが

の側板との間に厚さ 100mm 以上の緩衝材（自動車用タイヤ、毛布、フェルト、シート等）を插入 すること。	できる場合
<p><b>備考</b></p> <p>(1) ロープ等、木棒、止め木、歯止め、丸棒等は、積載する充填容器等の数量・積付け方法、走行ルートも考慮した差進時・走行中（特に旋回時）・停止時に充填容器等に生じ得る慣性力、固定・固定の方法等に応じて十分な強度を有するものを使用する必要がある。</p> <p>(2) 固定・固定は、上記（1）を使用し、端部等が生じないよう確実に行わなければならず、大小の充填容器等を運搬する場合にあっては、特に急停止時に小型のものが抜けて飛び出すことのないよう注意が必要である。なお、走行状況や道路状況等に応じて、移動途中、適宜、その状態が維持されていることを確認することも重要である。</p> <p>(3) 立筋みにした充填容器等の高さについては、合理的に、かつ、客観的に反証のない限り、容器の底面からキャリア、プロテクター等を含めた充填容器等の頂点までの高さとする。なお、車両の荷台の床面にマット等を敷き、その上に充填容器等を置く場合にあつては、マット等の厚さだけ側板の高さを高くすることが必要となる。</p> <p>(4) 積載した充填容器等の後部と車両の側板との間へ緩衝材を挿入する場合、当該緩衝材が走行時に外れたり、変形したり、すれたりするなどして、後方から衝撃が発生した際に、その衝撃を吸収することができない状態とならないよう確実に行う必要がある。</p>	[新設]
3.	3. [略]